

第34期 定時株主総会 招集ご通知



2020年12月22日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号
越谷市中央市民会館 劇場（1階）

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使期限
2020年12月21日（月曜日）午後6時まで

決議事項
議案 監査役1名選任の件

株式会社篠崎屋

証券コード：2926

株主各位



証券コード 2926
2020年12月4日
埼玉県春日部市赤沼870番地1
株式会社篠崎屋
取締役社長 関根雅之

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、同封の書面又はインターネットにより2020年12月21日（月曜日）午後6時までに事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年12月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号 越谷市中央市民会館 劇場（1階） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 第34期（2019年10月1日から2020年9月30日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使 について のご案内	(1) 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月21日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。 (2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年12月21日（月曜日）午後6時までにご入力ください。 (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinozakiya.com>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<当社の新型コロナウイルス感染拡大防止対応について>

- ・本株主総会出席の役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただくほか、場合により手袋やフェイスシールドを着用させていただきます。
- ・会場内にアルコール消毒液を設置いたします。

<株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用とアルコール消毒液のご利用をお願い申し上げます。
- ・発熱等の体調不良とお見受けされる株主様、マスク着用等の感染拡大防止のご協力をいただけない株主様につきましては、ご入場をお断りし、又は会場からご退場いただく場合がございますので、予めご了承のうえご協力をお願い申し上げます。
- ・本株主総会の所要時間を例年より短縮させていただきます。議事進行の短縮、株主様からのご質問回数を制限させていただきます場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況の変化により、本株主総会の運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinozakiya.com>）に掲載させていただきますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

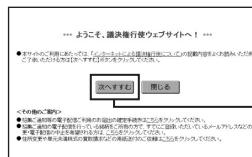
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

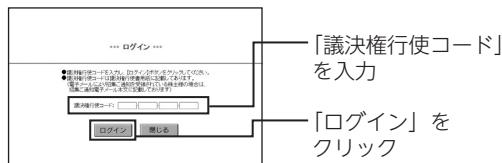
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9：00～21：00)

(提供書面)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、消費者にとって価値のある商品づくり、人づくり、店づくりを目指し、「よりいいものをより安く」提供し、「三代目茂蔵」のブランド力を強化・確立することで、売上高及び利益の向上を図ってまいります。

当事業年度において、商品につきましては、引き続き「三代目茂蔵」でしか購入することのできない「茂蔵オリジナル商品」を中心に、利益率の良い高付加価値・高価格帯商品の開発及び既存商品の高付加価値・高価格帯への見直しに注力し、顧客単価の上昇と利益の改善に努めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等による景気の先行きは不透明な状況となっていることから、お買い得感のある「生活応援企画商品」を強化するとともに、一部商品の期間限定セールを行う等の対策を講じ、売上高の拡大に取り組んでまいりました。

小売事業におきましては、「三代目茂蔵」ブランドを「工場直売所」から「豆腐専門店」へと、転換を推し進めております。具体的には、店舗毎の取り扱い商品や陳列方法を見直し、販売員の商品知識の向上・販売手法の共有化のため、定期的な店長会の開催や新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の解除後は店舗巡回の頻度を増やすなど、販売力強化を図りました。また、商品につきましては「よりいいものをより安く」を基本として高付加価値・高価格帯商品の販売強化に努めました。一方、出店につきましては条件や店舗形態等の見直しを行い、出店準備を継続して進めております。

これらより1店舗平均の顧客単価は、前事業年度比113.4%となりました。一方、1店舗平均の顧客数につきましては、前事業年度比83.3%となりましたが、前事業年度下期より取り組んだ高付加価値・高価格帯商品への見直しが認知され、また「生活応援企画商品」や期間限定セールの開催により、当事業年度上期の同78.5%から下期は同89.7%と改善しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,881,698千円（前事業年度比8.1%減）、営業利益は35,954千円（前事業年度比32.8%減）、経常利益は38,663千円（前事業年度比30.0%減）、当期純利益は16,581千円（前事業年度比51.8%減）となりました。

なお、当事業年度の出店状況は、次のとおりであります。

(単位：店)

		前事業年度末 店舗数	増加	減少	当事業年度末 店舗数
小 売 事 業	「三代目茂蔵」直営店	45	－	1	44
そ の 他 事 業	「三代目茂蔵」加盟店	62	5	8	59
合計		107	5	9	103

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,059千円で、その主なものは小売事業「三代目茂蔵」直営店における既存設備の修繕によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2017年9月期)	第 32 期 (2018年9月期)	第 33 期 (2019年9月期)	第 34 期 (当事業年度) (2020年9月期)
売 上 高 (千円)	4,219,402	3,878,810	3,136,083	2,881,698
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	80,290	△68,861	55,209	38,663
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	51,883	△99,024	34,369	16,581
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (円)	3.66	△6.99	2.43	1.17
総 資 産 (千円)	1,810,437	1,542,544	1,520,319	1,502,413
純 資 産 (千円)	1,226,811	1,092,357	1,126,675	1,143,192
1株当たり純資産額 (円)	86.65	77.16	79.58	80.75

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「1. 全ての事に感謝します。2. 全ての事に正直でいます。3. 全ての事にあきらめず挑戦します。4. 全ての事を大切にします。5. 全ての事のルールを守ります。」を全従業員の行動規範とし、経営理念として「よりいいものをより安く」提供することを通じて、全ての人の生きていくための糧となり、全ての人の健康と幸せに貢献することを使命とし、常に消費者としての感覚を忘れず、消費者にとって価値のある商品づくり、人づくり、店づくりを目指しております。また、持続的・安定的な成長を図ることを経営の重要課題であると認識し、着実に推し進めるべく、以下の課題に取り組んでおります。

① 収益力向上

当社は、製造小売（豆腐版SPA）事業に全ての経営資源を集中し、事業拡大を推進しております。「三代目茂蔵」のブランド力を高め、消費者に支持されるべく当社オリジナルの新商品開発や既存商品のリニューアルを積極的に行うとともに、販売力の強化として、既存店舗のリニューアル改装や新規店舗の出店及び新規業態開発を行い、当社の持続的・安定的な成長を図ってまいります。

② 人材の確保・育成

当社の持続的・安定的な成長を実現させるためには、必要な人材を十分に確保し、育成していくことが、重要な課題であると認識しております。多様な働き方を推奨し、適正な評価を行うことで優秀な人材を確保し、従業員の教育・能力の開発に積極的に取り組んでまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

当社は社会的責任を果たすべく、また、当業界を取り巻く消費者の安全・安心志向がより高まる中、全社的にコンプライアンス体制を整備強化していくことが、注力すべき課題と考えております。そのために単なる整備強化に止まらず、ひとりひとりの意識をより高め、社会的責任を果たせるコンプライアンス体制を確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

(5) **主要な事業内容** (2020年9月30日現在)

事業区分	事業内容
小売事業	店舗名「三代目茂蔵」の直営店による小売事業
その他事業	小売加盟店及び業務用得意先への卸売事業並びに通販事業

(6) **主要な営業所** (2020年9月30日現在)

本社：埼玉県春日部市

(7) **使用人の状況** (2020年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名(142名)	1名減(5名減)	40.4歳	10.8年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び臨時雇用者数は()内に1人1日8時間換算による年間の平均人員を外書きで記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社栃木銀行	76,662千円

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,436,600株 |
| (3) 株主数 | 7,369名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
樽見茂	3,029,900株	21.40%
篠崎屋取引先持株会	373,700株	2.63%
株式会社鈴木物産	373,000株	2.63%
株式会社ハギワラ	350,000株	2.47%
喜多村靖郎	294,000株	2.07%
樽見登美子	289,000株	2.04%
篠崎屋役員持株会	283,300株	2.00%
株式会社SBI証券	220,400株	1.55%
樽見浩	201,300株	1.42%
楽天証券株式会社	170,800株	1.20%

- (注) 1. 当社は、自己株式を278,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	樽見 茂	
取締役社長	関根 雅之	商品開発グループ長
取締役	矢立 実	管理グループ長兼経営企画部長兼IR室長
取締役	永田 淳一	株式会社バリュークリエイション 代表取締役社長
常勤監査役	沼寄 昭宏	
監査役	佐藤 洋	労働保険事務組合しらこばと経営労務センター 会長
監査役	為我井 道隆	為我井税務会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役永田淳一氏は社外取締役であります。
2. 監査役佐藤洋氏及び監査役為我井道隆氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役沼寄昭宏氏及び監査役為我井道隆氏は、以下のとおり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役沼寄昭宏氏は、長年、経営企画部門に在籍しており、企業会計・財務等に関する豊富な専門的知見を有しております。
 - ・監査役為我井道隆氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、永田淳一氏、佐藤洋氏及び為我井道隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	49,759千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,680千円 (3,480千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	60,439千円 (4,680千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年12月18日開催の第17期定時株主総会決議において月額20,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年12月18日開催の第17期定時株主総会決議において月額3,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役永田淳一氏は、株式会社バリュークリエーションの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役佐藤洋氏は、労働保険事務組合しらこぼと経営労務センターの会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役為我井道隆氏は、為我井税務会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 永 田 淳 一	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。主に食品流通業界に関する幅広い知識と経営者としての豊富な経験等をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 佐 藤 洋	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会17回全てに出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 為 我 井 道 隆	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会17回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、2006年5月15日開催の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を決定し推進しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理規程、コンプライアンス管理規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し統括責任者に管理グループ長を選任し、その指揮の下、全社的コンプライアンス体制の構築及び向上を推進しております。また、コンプライアンスを当社のあらゆる企業活動の前提とすることを、取締役及び使用人が自らの問題として捉え、職務を執行するよう教育・研修を実施しております。

内部監査部門は、各部門の職務執行に係るコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程の定めに従い、文書又は電磁的媒体に記録し保存するとともに、取締役及び監査役が、必要な情報を速やかに入手できる体制を整備するものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は部門担当者が行うこととし、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとしております。また、内部監査部門は各部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告するものとしております。

新たに生じたリスクについては、速やかに当該リスクに対する管理体制の整備を行うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、各業務担当取締役は、当該目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めるものとしております。業務運営の結果については、取締役会において定期的に検証・分析され、効率化を阻害する要因の排除・低減策の実施を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務効率化を実現するシステムの構築及び改善を図るようしております。

- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社における内部統制の構築を目指し、当社の内部統制に関する各担当部署を定めるとともに、部門間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を推進しております。
 - ② 当社取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
 - ③ 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を①の各担当部署及び②の責任者に報告し、①の担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行うものとしております。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて、監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとしております。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任、評価、人事異動、賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとしております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等につき、速やかに報告するものとしております。また、監査役に報告したことを理由に、当該報告を行った者に対し不利な扱いをすることを禁止しております。
- (8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。
- (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施するとともに、必要に応じ各業務担当取締役及び重要な使用人からの意見聴取の機会を設けるものとしております。
- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、本体制の整備・運用状況について、「34期財務報告に係る内部統制に関する基本的方針及び計画」に基づき評価を行い、法令や経営環境の変化等に対応して必要な見直し・改善等を講じるほか、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、必要に応じて代表取締役、社長及び監査役に対して報告を行っております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	688,417	流 動 負 債	299,963
現金及び預金	533,817	買掛金	171,309
売掛金	66,304	1年内返済予定の長期借入金	20,004
リース債権	4,650	未払金	39,845
商品	38,025	未払費用	37,639
貯蔵品	608	未払法人税等	28,764
前払費用	27,261	預り金	1,983
その他	17,781	その他	416
貸倒引当金	△30	固 定 負 債	59,258
固 定 資 産	813,996	長期借入金	56,658
有 形 固 定 資 産	657,531	長期預り保証金	2,600
建物	75,121	負 債 合 計	359,221
構築物	5,212	純 資 産 の 部	
機械及び装置	1,397	株 主 資 本	1,143,192
車両運搬具	1,893	資本金	1,000,000
工具、器具及び備品	10,936	資本剰余金	120,446
土地	562,970	資本準備金	120,340
無 形 固 定 資 産	3,412	その他資本剰余金	106
ソフトウェア	2,972	利 益 剰 余 金	63,641
電話加入権	439	利益準備金	17,094
投 資 其 他 の 資 産	153,052	その他利益剰余金	46,547
出資金	243	繰越利益剰余金	46,547
破産更生債権等	186	自 己 株 式	△40,896
長期前払費用	1,427	純 資 産 合 計	1,143,192
敷金及び保証金	138,712	負 債 純 資 産 合 計	1,502,413
リース債権	7,493		
その他	5,186		
貸倒引当金	△197		
資 産 合 計	1,502,413		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,881,698
売上原価		1,896,017
売上総利益		985,680
販売費及び一般管理費		949,725
営業利益		35,954
営業外収益		
受取利息	206	
未払配当金除斥益	221	
受取補償金	1,235	
助成金収入	819	
その他	855	3,338
営業外費用		
支払利息	610	
その他	19	629
経常利益		38,663
特別利益		
固定資産売却益	49	49
特別損失		
固定資産除却損	0	
店舗閉鎖損失	1,142	1,142
税引前当期純利益		37,571
法人税、住民税及び事業税		20,989
当期純利益		16,581

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,000,000	120,340	106	120,446	17,094	29,965	47,059
当期変動額							
当期純利益						16,581	16,581
株主資本以外の 項目の当期変 動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	16,581	16,581
当期末残高	1,000,000	120,340	106	120,446	17,094	46,547	63,641

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△40,896	1,126,610	64	64	1,126,675
当期変動額					
当期純利益		16,581			16,581
株主資本以外の 項目の当期変 動額 (純額)			△64	△64	△64
当期変動額合計	-	16,581	△64	△64	16,517
当期末残高	△40,896	1,143,192	-	-	1,143,192

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～38年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアの償却期間については社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

691,999千円

(2) 有形固定資産には以下の遊休固定資産が含まれております。

土地

17,276千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,436,600株	－株	－株	14,436,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の株式数
普通株式	278,800株	－株	－株	278,800株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	213,536 千円
投資有価証券評価損	137,360
減損損失	47,508
繰越欠損金	72,781
その他	1,615
小計	472,801
評価性引当額	△472,801
繰延税金資産合計	－
繰延税金資産の純額	－ 千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約を締結しておりますが、同条件により製造委託先へ転貸しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金については必要な都度、主に金融機関から調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。なお、営業債権は、そのほとんどが1ヶ月以内の入金期日であります。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係等の確認を行っております。

リース債権は、製造設備の転リース取引に伴うものであり、製造委託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に製造委託先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は金融機関からの調達で設備投資を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動により業績に与える影響は軽微であり、市場金利の状況を把握することにより管理しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注2)をご参照ください。）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	533,817千円	533,817千円	－千円
(2) 売 掛 金	66,304	66,304	－
(3) リ ー ス 債 権	12,143	12,143	－
資産計	612,265	612,265	－
(4) 買 掛 金	171,309	171,309	－
(5) 未 払 金	39,845	39,845	－
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	76,662	76,129	532
負債計	287,816	287,284	532

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権

リース債権の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金	138,712

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には表記しておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、埼玉県に将来の使用が見込まれていない遊休不動産を有しております。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
17,276千円	－千円	17,276千円	18,336千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 80円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円17銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

株式会社篠崎屋
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村直人 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 戸城秀樹 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社篠崎屋の2019年10月1日から2020年9月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月24日

株式会社篠崎屋	監査役会			
常勤監査役	沼 崧 昭 宏	Ⓔ		
社外監査役	佐 藤 洋	Ⓔ		
社外監査役	為我井 道 隆	Ⓔ		

以上

株主総会参考書類

議案 監査役1名選任の件

監査役沼寄昭宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
沼寄昭宏 (1963年4月26日)	1987年4月 和光証券株式会社入社 (現：みずほ証券株式会社) 2004年6月 当社入社 2004年12月 当社経営企画部長兼I R室長 2012年12月 当社経営企画部長兼内部監査部長兼I R室長 2014年2月 当社常勤監査役(現任)	10,000株
	<監査役候補者とした理由> 同氏は、企業会計・財務等に関する豊富な専門的知見を有しており、これまでの経験や知見等を当社における監査に活かしていただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。	

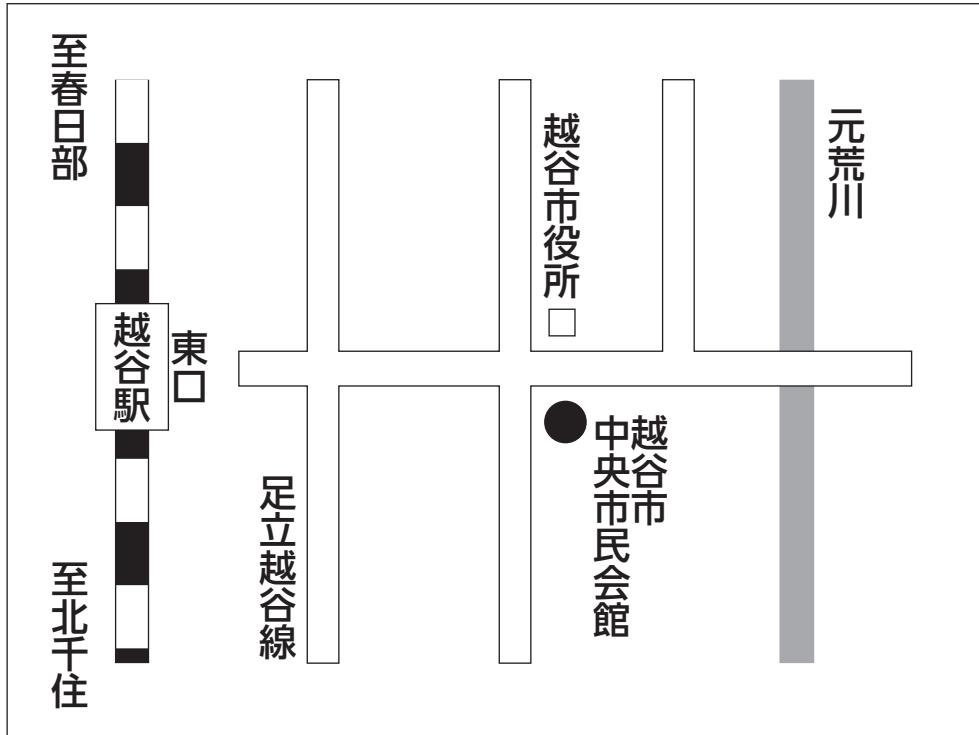
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、沼寄昭宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。沼寄昭宏氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

名 称 越谷市中央市民会館 劇場（1階）

所 在 地 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号



・東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）「越谷駅」から徒歩10分